

俺、湯沢市に住もう。
奨学金の返還、手伝ってくれるし。

湯沢市が奨学金の返還を助成します！

【対象となる人】

- ① 交付申請時点において湯沢市内に5年以上定住する意思をもって住所を有し、就労していること。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定を受けていること。

【対象となる奨学金】

日本学生支援機構の奨学金、秋田県育英会の奨学金、湯沢市奨学金を含む県内市町村奨学金 等

【申請書類】

- ① 湯沢市奨学金返還助成交付申請書兼実績報告書
- ② 住民票の写し
- ③ 市町村民税を滞納していないことが確認できる書類
- ④ 秋田県奨学金返還助成交付決定書の写し

【助成する額】

対象となる奨学金返還額から、秋田県及び県内他市町村からの助成金を控除した額で、最大6万7千円。

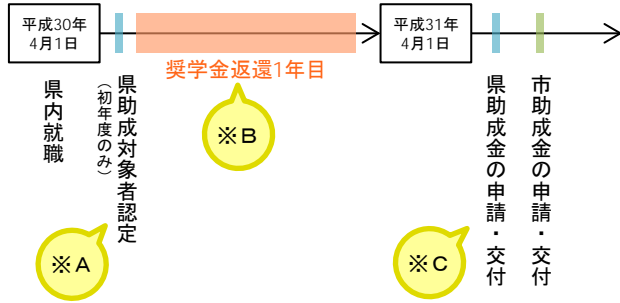
例) 借入金：200万円/返還期間：10年/返還開始：平成30年10月の場合

平成30年10月～平成31年9月の返還額 20万円		
助成額▶	県（一般分）13万3千円	市 6万7千円

【助成金を交付する期間】

3年間。ただし、年度ごとに申請が必要になります。

— 交付までの流れ —



- ※A：奨学金の返還開始前に認定されている必要があります。平成30年度認定分の受付は、平成30年4月～平成31年3月末日まで。
- ※B：県および市の助成金は、1年目の返還実績をもとに交付を決定します。
- ※C：平成30年度に県助成対象者として認定された場合は、1年間の奨学金返還後、平成31年度に県助成金を申請することができます。県助成金の交付が決定すると、市助成金を申請することができます。平成29年度中に県助成対象者に認定された場合は、平成30年度県助成金の交付決定後に、市助成金を申請することができます。

この奨学金返還助成は、秋田県奨学金返還助成(一般分)の交付決定を受けている人が対象です。県奨学金返還助成の詳細は、秋田県就活情報サイト「KocchAke!」をご確認ください。

リンク先
必読
↓

